

盛岡広域振興局長告示第76号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成26年10月24日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1（1）名称 葛巻町馬場休猟区

（2）区域 岩手郡葛巻町地内の国道340号と岩手郡葛巻町と九戸郡九戸村の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み町道横打馬場線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道坂待屋鷹ノ巣線との交点に至り、同点から同町道を西に進み主要地方道一戸葛巻線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み林道岩上線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み民有林481林班と民有林480林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み岩手郡葛巻町と九戸郡九戸村の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成26年11月1日から平成28年10月31日まで

2（1）名称 葛巻町荒沢口休猟区

（2）区域 岩手郡葛巻町地内の国道340号と岩手郡葛巻町と下閉伊郡岩泉町の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を北西に進み町道五日市袖山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道押田内袖山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み大規模林道八戸川内線との交点に至り、同点から同大規模林道を東に進み岩手郡葛巻町と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成26年11月1日から平成28年10月31日まで